

令和8年度茨城県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、畑作物の導入が困難な水田が多い中であって、排水対策やブロックローテーションなどを推進して麦・大豆等の畑作物の定着を図るとともに、飼料用米を中心とした新規需要米等や高収益作物等、安定した需要が見込まれる品目への転換を図る取組を進めてきたところである。

令和7年産においては、前年の夏季高温の影響による精米歩留まりの低下、訪日外国人による米の需要量増加等に起因した主食用米の不足が発生し、米価が著しく高騰した。このため、国では、緊急的に備蓄米の放出等の対応を行ったところである。また、本県を始め、全国的に飼料用米等から主食用米への回帰が大幅に進んだ結果、令和8年の6月期末在庫量は200万トンを超えると見込まれ、これまで以上に主食用米の安定生産が求められている。

一方、中長期的な主食用米の需要量は減少すると見込まれており、主食用米への急激な回帰を防ぐため、県では需要に応じた生産を継続し、米価の安定により水田農業の経営安定を図る必要がある。

また、農業者の減少と高齢化が進み、荒廃農地が増加する中で、農地の集積・集約化による規模拡大及びコスト低減を進め、効率的で収益性の高い農業経営を確立していく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県では、これまで飼料用米を中心に主食用米からの転換を図ってきた一方、排水不良の水田が多いことなどから地域の実態に応じ、麦、大豆、高収益作物など定着性・収益性の高い品目への転換を推進してきた。

このような中、水田の収益力を強化し、儲かる農業を実現していくためには、県・市町村の関係部局が連携し、生産技術・機械等の導入支援や生産基盤の整備を行い、高収益作物の導入を図っていく必要がある。

具体的な品目としては、トマト、たまねぎ、キャベツ、ねぎなど中食・外食において需要が拡大している品目やレンコン、かんしょ等、本県の全国シェアが高く、水稻から転換することにより所得の向上が期待できる品目を中心に、地域の特性や実情に応じて導入を図る。また、米やかんしょについては国内外の需要動向を踏まえ、輸出の取組を強化していく。

また、子実用とうもろこしやWCS用稲などの畜産物生産に必要な飼料は、多くを輸入に頼っており、国産飼料へ転換することで、自給率の向上と畜産農家の経営安定を図り、さらには、生産される畜産物の安全・安心といった付加価値を高めることにつながることから、その導入及び拡大を図る。

飼料用米については、令和6年産から一般品種の交付単価が段階的に削減されていることから、令和8年産においても引き続き主食用米への回帰が懸念される。多収品種の導入を進めることにより定着化を促し、産地化を図ることで、農家経営の安定化につなげていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

中長期的な観点から、県内水田面積 9 万 3 千 ha のうち 4 割については、需要のある非主食用米や他品目への転換を進め、米価下落時の経営に与える影響を抑えることにより、水田農業の経営安定を図る。併せて、地域計画に位置付けられた地域の担い手への農地の集積、集約化を進める。

転換を進めるにあたっては、将来にわたって連作障害を回避し、安定した収量を確保できるよう田畑輪換やブロックローテーションの維持・再構築を進める。また、水田の利用状況の確認の結果、水田において畑作物が栽培され、経営が効率化されている事案については、積極的に畑地化促進事業の活用を働きかけ、令和 8 年度までに畑地化の面積 2,446ha を目指す。

また、高品質安定生産技術の推進や、畑作物の流通・消費拡大に向けた助言等を行うとともに、畑地化に向けた情報提供や、補助事業を活用した基盤整備の支援等により、畑作物の生産拡大及び定着を図る。

なお、産地づくりに向けた体制構築支援を活用し、野菜等では展示ほ場を設置するなど、優良事例の横展開を進めることで畑地化の取組を強化するとともに、飼料用米では多収品種の種子確保に向けた取組を周知することにより、産地化を進め、担い手農家の経営安定を図っていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

熟期の異なる品種の導入による作期分散、地域の実情及び実需者ニーズに応じた多収性品種や高温耐性品種、イネ縞葉枯病抵抗性品種の導入、特別栽培米等の認定・啓発による環境にやさしい米づくり、土壌改良分析に基づく地力に応じた適正な施肥、大規模経営における省力・低コスト栽培や経営に見合った ICT 等先端技術の導入を推進し、担い手の経営安定化を進める。

また、全国ベースの需給見通し、産地別の需給実績や販売進捗・在庫など国の情報を活用し、農業者や集荷取扱業者、農業団体等が中心となって需要に応じた生産が円滑に行えるよう、地域農業再生協議会を核として、農業者団体、市町村、県等が一体となって取り組む。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠を活用するとともに、主食用米の需要動向等を注視しつつ作付けを推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

畑作物の導入が困難な水田を中心に作付けを推進するとともに、多収品種の導入や適正施肥による収量の確保、育苗・田植・収穫作業や乾燥調製におけるコスト削減技術の導入、規模拡大などによりさらなる生産性の向上を図る。

併せて、実需者からの安定供給の要請を踏まえ、水田農業の経営安定のための品目として飼料用米を農家経営の中に位置付け、本作化・産地化を進める。

また、本県産飼料用米の生産・利用を拡大するため、鹿嶋地区にある飼料会社の協力を得ながら、多収品種の普及や、生産コスト低減・栽培技術の向上の取組を推進していく。

なお、多収品種による飼料用米生産の定着化の推進においては、産地交付金の支援内容を拡充し、作付け支援を行うとともに、多収品種の種子確保や知事特認品種の

追加設定に向けた取組を進めていく。

イ 米粉用米

実需者から小麦の代替として期待されており、今後もさらなる需要拡大が見込まれる米粉用米については、製粉業者や食品製造業者等実需者と連携し、商品性の高い品種「笑みたわわ」等へ転換するとともに、産地交付金を活用し、複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入、規模拡大などさらなる生産性の向上を図る。

また、取組拡大にあたっては、「笑みたわわ」種子の供給が課題になっていることから、県内生産や、県外委託による確保等、検討を進めていく。

ウ 新市場開拓用米

米価の上昇により、取組面積の減少が見込まれる中、米の輸出に取り組む農業者の輸出の取組への機運醸成や輸出提携先と農業者とのマッチングを支援するとともに、複数年契約による安定生産・安定供給を推進する。また、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備整備や多収品種の導入等生産性向上の取組を通じた生産基盤の強化を図り、輸出用米の産地づくりを支援する。

なお、新市場開拓用米への転換の推進にあたっては、コメ新市場開拓等促進事業や産地交付金を活用しつつ、取組の重要性を周知していく。

エ WCS 用稲

輸入飼料の高騰により、県内畜産農家からの需要拡大が見込まれるなか、畜産農家との契約を継続するよう働きかけるとともに、作付拡大のため、コントラクター（受託組織）の育成支援や情報提供を行う。また、地域農業再生協議会と連携し、生産性向上のための団地化及び直播等の低コスト栽培技術の導入を推進する。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な水田を中心に作付を推進するとともに、コメ新市場開拓等促進事業や産地交付金を活用して、全国集荷団体を通じた複数年契約を拡大し 安定した供給先を確保する。

（４）麦、大豆、飼料作物

土地利用型作物である麦・大豆は、本県の水田輪作体系における重要な戦略作物であるが、連作や湿害等による収量の低下、品質のばらつき等が問題となっている。

このため、適地適作及び排水対策の基本技術を徹底するなど、県・市町村・関係団体が一丸となって産地支援を行うとともに、実需者ニーズに的確に対応するため需要に応じた品種の生産を推進する。

さらに、令和９年度以降の水田政策の見直しを見据え、地域の実情や品目の特性に合わせて、畑地化や連作障害回避に有効なブロックローテーション・田畑輪換等、生産性向上の取組を促していく。

また、飼料作物については、輸入飼料に過度に依存した畜産経営からの脱却に重要な作物であることから、乾田化された水田での作付など適地栽培を推進する。

（５）そば、なたね

そばは栽培期間が短く、比較的取り組みやすい品目であるが、湿害を受けやすいことから、排水条件が良い水田に作付けする適地栽培を進める。

収量、品質の安定を図るため、定期的な種子更新の推進とともに、新たな輪作体系の検討等を行う。また、効率的な生産に向けて作業の共同化や生産組合等による作業受委託を推進する。

さらに、茨城県の育成品種である「常陸秋そば」について、販売先（播種前契約）の確保や需要拡大を推進する。

（６）地力増進作物

持続的な農業生産の実現に向けては、土づくりに取り組むことが重要である。地力低下が叫ばれる中、収量が低下している農地においては、緑肥を導入することで作土に多くの有機物を供給でき、深い土層の改良効果も得られることから、次期作の収量向上につながる取組として啓発するとともに、産地交付金の活用によりこれらの導入を推進していく。

対象品目は別添対象品目一覧のとおり。

（７）高収益作物

稲作から高収益作物への転換を推進するため、地域の作付状況や課題を踏まえ、産地交付金を活用し、水田での園芸作物等の産地拡大と定着を図る。

また、園芸作物の導入事例を紹介するなど、稲作から高収益作物への経営転換に向けた積極的な誘導活動を展開する。併せて、経営転換に意欲的な稲作農家に対しては、農家が儲かる農業経営に挑戦するために必要な環境の整備や、需要の拡大が見込まれる中食・外食向けの契約栽培など、市場価格変動の影響を受けにくい販路の開拓を支援する。

地域特認作物

市町村	地域特認作物
笠間市	栗
	菊
	梨
茨城町	ほうれん草
	小松菜
	にら
	メロン
城里町	ハトムギ
神栖市	松
	ピーマン
	千両
鉾田市	メロン
	いちご
	水菜

市町村	地域特認作物
土浦市	グラジオラス
	アルストロメリア
石岡市	きゅうり
牛久市	落花生
	里芋
つくば市	芝
阿見町	落花生
	グラジオラス
	里芋
	しょうが
	きゅうり
	ほうれん草
	すいか

市町村	地域特認作物
稲敷市	ブロッコリー
古河市	なす
	未成熟とうもろこし
結城市	未成熟とうもろこし
	なす
筑西市	きゅうり
	いちご
	すいか
桜川市	すいか
八千代町	未成熟とうもろこし
	なす
	メロン
境町	カリフラワー

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

- ※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。
- ※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和８年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	66,700		67,745		64,999	
備蓄米	0		170		200	
飼料用米	4,173		2,967		4,173	
米粉用米	98		90		150	
新市場開拓用米	898		873		1,400	
WCS用稲	546		485		602	
加工用米	1,082		1,162		1,350	
麦	4,119	548	3,884	474	4,371	500
大豆	2,011	1,356	1,864	1,304	2,275	1,513
飼料作物	536	102	537	92	551	
・子実用とうもろこし	30	0,3	36	0,9	36	1
そば	1,112	686	1,061	685	1,274	859
なたね	0,2		0,2		0,2	
地力増進作物	39		30		40	
高収益作物	4,138		4,409		4,215	
・野菜	3,733		4,002		3,826	
・花き・花木	167		165		158	
・果樹	32		30		29	
・その他の高収益作物	206		212		203	
その他						
畑地化	2,400		2,446		2,446	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目 標	前年度（実績）	目 標 値
1-1 1-2 1-3 1-4	飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米（基幹作）	新規需要米等生産性向上等の取組への加算	①対象作物の作付面積	（令和7年度） 6,797ha	（令和8年度） 7,675ha
			②飼料用米の収量	（令和7年度） 553kg/10a	（令和8年度） 580kg/10a
2	加工用米（基幹作）	加工用米の複数年契約の取組への加算	①加工用米の作付面積	（令和7年度） 1,082ha	（令和8年度） 1,350ha
			②加工用米の複数年契約割合	（令和7年度） 44%	（令和8年度） 70%
3	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、たまねぎ、じゃがいも、にんじん、子実用とうもろこし、加工用トマト、加工用ばれいしょ、かぼちゃ、有機農産物（高収益作物に限る）、枝物（切り枝）、青刈リトウモロコシ、地域特認作物	園芸作物等転換加算	園芸作物等の拡大面積	（令和7年度） 119ha	（令和8年度） 150ha
4	米粉用米	米粉用米の複数年契約取組への加算	①米粉用米の作付面積	（令和7年度） 97ha	（令和8年度） 150ha
			②米粉用米の複数年契約取組面積	（令和7年度） 47ha（48%）	（令和8年度） 75ha（50%）
5	飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米（基幹作）	新規需要米等高温対策に向けた取組への加算	①対象品目の拡大面積	（令和7年度） 6,797ha	（令和8年度） 7,675ha
			②飼料用米の収量向上	（令和7年度） 553kg/10a	（令和8年度） 580kg/10a
6	新市場開拓用米	新市場開拓用米の複数年契約の取組	複数年契約取組面積	（令和7年度） 413ha（46%）	（令和8年度） 700ha（50%）
7	そば、なたね	そば・なたねの作付の取組	水田におけるそばの作付面積（基幹作）	（令和7年度） 392ha	（令和8年度） 415ha
8	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付の取組	新市場開拓用米の作付面積	（令和7年度） 898ha	（令和8年度） 1,400ha
9	地力増進作物	地力増進作物の作付の取組	地力増進作物の作付面積	（令和7年度） 39ha	（令和8年度） 40ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	新規需要米生産性向上等の取組への加算	1	5,000	飼料用米(一般品種)	生産性向上等の取組を2つ以上取り組むこと
1-2		1	6,000	加工用米、米粉用米、WCS用稲	
1-3		1	8,000	飼料用米(多収品種)	
1-4		1	13,000	新市場開拓用米	
2	加工用米の複数年契約の取組への加算	1	6,000	加工用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加すること
3	園芸作物等転換加算	1	25,000	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、たまねぎ、じゃがいも、にんじん、子実用とうもろこし、加工用トマト、加工用ばれいしょ、かぼちゃ、有機農産物(高収益作物に限る)、枝物(切り枝)、青刈りトウモロコシ、地域特認作物	園芸作物等の取組面積を拡大すること
4	米粉用米の複数年契約取組への加算	1	6,000	米粉用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加すること
5	新規需要米等高温対策に向けた取組への加算	1	25,000	飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	①対象作物の作付面積を前年度から当年度にかけて拡大すること。 ②県が指定する高温対策に資する取組を1つ以上実施すること。
6	新市場開拓用米の複数年契約の取組	1	10,000	新市場開拓用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加すること
7	そば・なたねの作付の取組	1	20,000	そば、なたね	そば・なたねで出荷・販売する取り組み
8	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000	新市場開拓用米	新市場開拓用米を作付けし認定を受けること
9	地力増進作物の作付の取組	1	20,000	地力増進作物	地力増進作物を作付けし、すき込みをすること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

3. 活用方法

配分枠

777,566,000円

整理番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)	(参考) 支 援 年 限	(参考) 魅力ある産地の拡大・ 発展に向けた取組支 援該当
				戦略作物						新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他					
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲					加工用米	野菜	花き・花木	果樹		その他の 高収益作物				
1-1	新規需要米等生産性向上の取組への加算	1	5000					14,835											14,835	7,417,500	なし		
1-2		1	6,000				9,000		48,500	116,200									173,700	104,220,000	なし		
1-3		1	8,000					281,865											281,865	225,492,000	なし		
1-4		1	13,000								87,300								87,300	113,490,000	なし		
2	加工用米の複数年契約の取組への加算	1	6,000							511									511	306,768	なし		
3	園芸作物等転換加算	1	25,000											13,616	561	102	721		15,000	37,500,000	なし		
4	米粉用米の複数年契約取組への加算	1	6,000				4,320												4,320	2,592,000	なし		
5	新規需要米等高温対策に向けた取組への加算	1	25,000																		令和8年度限り	○	
6	新市場開拓用米の複数年契約の取組	1	10,000																0	0	なし		
7	そば・なたねの作付の取組	1	20,000																0	0	なし		
8	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000																0	0	なし		
9	地力増進作物の作付の取組	1	20,000																0	0	なし		
合 計 (基 幹) ※4			実面積				9,000	281,865	48,500	116,200	87,300				13,616	561	102	721		557,865	※6		
合 計 (二 毛 作) ※4			実面積																		491,018,268		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

※ 個票整理番号5「新規需要米等高温対策に向けた取組への加算」については、「魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援」に係る追加配分(年末頃予定)があった場合にのみ支援を実施するメニューです。
そのため、必ずしも配分されるものではありません。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

○追加配分を受けた場合(10月)の対応について

【基礎配分】

①県設定整理番号1～4の所要額が当初県設定配分枠を超過(不足)した場合、追加配分枠から差額(不足額)を県設定に配分できるものとする。

②県設定に配分した残額を地域設定に配分する。その際、各地域協議会の転換作物の増減や生産数量目標に相当する数値の達成状況、昨年度の実績面積に対する取組面積の増減等に応じて配分できるものとする。

・農業法人の本店所在地の異動などにより、配分を行う地域協議会が変更される場合、各地域協議会への配分額を調整する。

【地域の取組に応じた配分】

①地域の取組に応じた配分(整理番号6～8)を受けた場合、取組面積に応じて生産者に対して交付する。

②地力増進作物の作付の取組(整理番号9)の配分を受けた場合、令和6年度から令和8年度までの地力増進作物の拡大面積に応じて、個票9の交付単価により生産者に対して交付する。

③地域の取組に応じた配分(整理番号6～9)の所要額が配分額を超過した場合について

・所要額が配分額を超過している協議会の交付単価を減額する。単価の調整方法は以下のとおり。

単価調整係数=(所要額が配分額を超過している協議会の整理番号6～9の所要額+整理番号6～9の調整前の残額)/(所要額が配分額を超過している協議会の整理番号6～9の所要額)

単価=当初単価×単価調整係数

○交付金額が配分枠を下回る場合の対応について

【基礎配分(整理番号1～5)】

① 整理番号1-1～1-4において下記の方法によって算出した単価調整係数により、上限(当初単価の3倍)まで10円単位で調整する。

単価調整係数(整理番号1-1～1-4)=(整理番号1-1～1-4の調整前の所要額+県及び地域協議会の調整前の残額)/整理番号1-1～1-4の調整前の所要額

単価(10円単位)=当初単価×単価調整係数

② ①の調整により整理番号1-1～1-4の単価が上限額に達した場合、下記の方法によって算出した単価調整係数により、整理番号2～5の単価を上限まで10円単位で一律で調整する。

単価調整係数(整理番号2～5)=(整理番号2～5の調整前の所要額+①調整後の県及び地域設定の残額)/整理番号2～5の調整前の所要額

単価(10円単位)=当初単価×単価調整係数

③までの調整により整理番号1～5の単価が上限額に達した場合、整理番号1-1～1-4の上限単価を引き上げ、下記の方法によって算出した単価調整係数により、10円単位で調整する。

単価調整係数=(①調整後の整理番号1-1～1-4の所要額+②調整後の県及び地域協議会の残額)/①調整後の整理番号1-1～1-4の所要額

単価(10円単位)=①調整後の交付単価×単価調整係数

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

・県設定整理番号1～4の所要額が配分枠を超過(不足)した場合

①産地交付金に残額が生じた地域農業再生協議会から、残額を県設定の配分額に充当する。

②①の調整をしても所要額が超過(不足)している場合には、県設定整理番号1～4において下記の方法により算出した単価により、10円単位で一律に減額調整する。

(調整単価)=県設定整理番号1～4の不足金額/県設定整理番号1～4の対象面積

単価=当初の単価－調整単価(10円単位)

・県及び地域段階において、所要額が追加配分を受けた上での活用予定額(以下「活用予定額」)を下回る協議会がある場合当該協議会の活用予定額と所要額の差額を、県設定に充当する。残額があった場合、所要額が活用予定額を上回り不足する地域協議会に再配分できるものとする。

なお、再配分は、追加配分を受けた上での所要額と活用予定額との差額を上限に再配分する。県及び地域段階の余りの金額が、所要額と活用予定額の差額に満たない場合、所要額が活用予定額を上回る協議会に一定割合で配分する。

6. 高収益作物について

エゴマ、キビ、モチキビ、ヒエ、ごま、あわ、ハトムギ、その他雑穀

小豆(白小豆含む)、落花生、インゲン、ペニバナインゲン、ささげ豆、そら豆、黒大豆(青大豆、白大豆含む)、

加工用青刈り稲、茶、たばこ、芝、ウコン(薬草)、生薬(トウキ)、まこもたけ、ひまわり油、こんにゃく、モロコシ、青刈りとうもろこし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜・花き・花木・果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	新規需要米生産性向上等の取組への加算				整理番号	1-1・1-2・1-3・1-4
使途名	新規需要米等生産性向上の取組への加算					
対象作物	飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	1-1 飼料用米（一般品種）5,000円/10a（上限単価15,000円/10a） 1-2 加工用米、米粉用米、WCS用稲：6,000円以内/10a（上限単価18,000円/10a） 1-3 飼料用米（多収品種）：8,000円/10a（上限単価24,000円/10a） 1-4 新市場開拓用米：13,000円以内/10a（上限単価39,000円/10a）					
課 題	【令和7年度の評価】 ○令和7年産における飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積は6,797haとなり、目標①は未達となった。 ○一昨年の夏から続く米不足により価格が高騰し、非主食用米から主食用米へ回帰する動きが見られ、特に飼料用米の作付面積が大幅に減少した。 ○令和8年産においては、引き続き主食用米の作付意向が強まることが予想され、飼料用米等の作付面積の減少が見込まれることから、目標面積を下方修正する一方、飼料用米多収品種等を中心として交付単価を引き上げることにより、対象品目の作付の定着を促す。 ○令和7年産の飼料用米の収量は、目標値②に対して達成率100%となった。目標達成に向けて、多収品種の導入等引き続き支援を行っていくこととする。 【令和8年度の課題】 ○稲作経営の安定には、需要に応じた生産・販売により、米価を安定させることが必要。 ○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不要であり、畜産業界からの大きな需要のある飼料用米を中心とした新規需要米の本格化・産地化を推進することが有効。 ○主食用米の需給安定を図るため、自らの経営改善や地域の課題解決に率先して取り組む意欲ある担い手を中心に、収入を増大するための多収品種等の導入、農地の利用集積や団地化、低コスト技術の導入などを推進することが必要。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①対象作物の作付面積（ha）	目標	15,705ha	15,260ha	12,095ha	7,675ha
		実績	15,356ha	13,460ha	6,797ha	-
	②飼料用米の収量（kg/10a）	目標	600kg/10a	600kg/10a	550kg/10a	580kg/10a
		実績	574kg/10a	521kg/10a	553kg/10a	-
内 容	新規需要米等の作付けに当たって、生産性向上等に取り組んだ農業者に対して配分する。					
具体的要件	1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組の要件 別紙1「取組条件の詳細」のとおり。					
取組の確認方法	1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類により確認する。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書等により確認する。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 確認書類 別紙1「取組条件の詳細」のとおり。					
成果等の確認方法	1. 飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米、加工用米の作付面積 令和8年12月末までに、作付面積を集計する。 2. 飼料用米の収量 令和9年3月末までに、飼料用米の生産量を作付面積で除し、平均収量を算出する。					
備考	支援年限は設定しない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会				整理番号	2
使途名	加工用米の複数年契約の取組への加算					
対象作物	加工用米（基幹作）					
単 価	6,000円以内/10a（上限単価12,000円/10a）					
課 題	【令和7年度の評価】 ○令和7年度の加工用米作付面積は1,082ha、複数年契約割合は44%となり、目標①、②ともに未達。 ○一定程度、飼料用米からの転換はみられたものの、複数年契約の満了に伴い、主食用米へ回帰する傾向があった。また、近年米価が上昇傾向であったことから、複数年契約を回避する機運が強まり、新規での契約件数が減少した。 ○加工用米に係る県設定産地交付金の支援内容を拡充し、面積の維持・拡大を目指す。 【令和8年度の課題】 ○主食用米の需要量が年々減少している中、これまで以上に、需要に応じた生産・販売を強力に進め、米価の安定を図り、農家の所得を確保していくことが必要。 ○コメ新市場開拓等促進事業の活用や、実需者と結びついた取り組みを進めることが必要。 ○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不用であり、需用者から原料用米としての安定供給を求められている加工用米は重要な転換品目。全国的に原料用米が不足する中、作付拡大と安定生産に向けて推進していく。 ○本県は他の主産地と比較して、事前契約数量が少ないため、複数年契約の締結を推進し、加工用米の安定供給ができるようにしていく。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①加工用米の作付面積（ha）	目標	1,355ha	1,050ha	1,321ha	1,350ha
		実績	947ha	1,291ha	1,082ha	－
	②加工用米の複数年契約割合（%）	目標	80%	60%	65%	70%
		実績	72%	50%	44%	－
内 容	加工用米の作付けに当たって、3年以上の複数年の販売契約を締結した農業者に対して配分する。					
具体的要件	1. 交付対象者 生産者と集出荷団体（又は実需者） 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 次の要件を満たす、令和6年産、令和7年産または令和8年産からの3年以上の複数年の販売契約を締結していること。 ・集荷団体との契約が確認できること。なお、直接販売の場合は、実需者との契約が確認できること。 ・販売契約書又は複数年契約に関する覚書（参考様式1）に各年産の契約数量が明記されていることかつ契約不履行に対する違約条項があること。 ・契約期間中の契約数量が維持または増加すること（増加分は対象外）。					
取組の確認方法	1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 確認書類 ・集荷団体又は実需者との契約が確認できる販売契約書又は複数年契約に関する覚書。 ・契約ごとの生産者リスト					
成果等の確認方法	①令和8年12月末までに作付面積を集計する。 ②令和9年3月までに作付面積及び実施面積から複数年契約割合を算出する。					
備考	支援年限は設定しない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会				整理番号	3
使途名	園芸作物等転換加算					
対象作物	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、たまねぎ、じゃがいも、にんじん、子実用とうもろこし、加工用トマト、加工用ばれいしょ、かぼちゃ、有機農産物（高収益作物に限る）、枝物（切り枝）、青刈りトウモロコシ、地域特認作物					
単 価	25,000円以内/10a（上限単価 50,000円/10a）					
課 題	【令和7年度の評価】 ○令和6年度から水稻の減少面積を支援上限とする要件を撤廃した結果、取組面積が大幅に増加。一方で令和7年度は米価高騰の影響により拡大面積が伸びなかった。 したがって、令和8年度は目標面積を引き下げるが、要件変更、品目の追加等により、高収益作物の導入の推進を図る。 【令和8年度の課題】 ○主食用米の需要が減少する中、水田のフル活用及び農業所得の向上を図るためには、主食用米から園芸作物等への転換を推進する必要がある。 ○取組の推進にあたっては、排水条件の良い陸田や、土地改良区における作付の推進を図りながら、畑地化促進事業や定着促進支援の活用による取組の定着化が必要。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	園芸作物等の拡大面積（ha）	目標	80ha	80ha	200ha	150ha
		実績	58ha	180ha	119ha	—
内 容	園芸作物等の前年度からの拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	1. 交付対象者 販売農家 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 園芸作物等の取組面積を前年度から、令和8年度に拡大すること。					
取組の 確認方法	1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類により確認する。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書により確認する。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 園芸作物及び子実用とうもろこしの拡大面積 （R8対象品目の作付面積）－（R7対象品目の作付面積）で算出する。 R8作付面積は営農計画書、出荷販売伝票等により確認する。 ※有機農産物については、有機JAS認定を受けている農産物（転換期間中の有機農産物を含む）を対象とする。					
成果等の 確認方法	・ 令和9年3月末までに拡大面積を集計する。					
備考	支援年限は設定していない。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会				整理番号	4
使途名	米粉用米の複数年契約取組への加算					
対象作物	米粉用米（基幹作）					
単 価	6,000円以内/10a（上限単価12,000円/10a）					
課 題	【令和7年度の評価】 ○令和7年度の米粉用米の作付面積は97ha、複数年契約面積は47haとなり、目標①、②ともに未達成となった。 ○実需者の要望が強い「笑みたわわ」種子の確保が進まなかったことが主な要因。 ○令和6年以降、主食用米の価格の急上昇により複数年契約割合が停滞していることから目標②を全作付目標面積の半分に引き下げるが、引き続き推進を続ける。 【令和8年度の課題】 ○米粉用米については、近年、需要が拡大していることから、製粉業者等実需者が求める加工適正の高い専用品種へ転換を推進し、既存取引先との連携強化を図るとともに、新たな販売先を開拓する。 ○米粉用米については、実需者から要望が強い、「笑みたわわ」種子の供給不足課題。 ○コスト削減技術の導入等、生産性の向上及び複数年契約の推進により、安定生産・安定供給の体制を構築する。 ○実需者と連携した取組を推進することで、面積の拡大を図っていくこととする。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①米粉用米の作付面積（ha）	目標	90ha	100ha	125ha	150ha
		実績	55ha	95ha	97ha	—
	②米粉用米の複数年契約取組面積（ha）	目標	60ha	65ha	105ha	75ha
		実績	33ha	48ha	47ha	—
内 容	米粉用米の作付けに当たって、次の要件を満たす農業者の3年以上の複数年契約の締結に対して配分する。					
具体的要件	1. 交付対象者 生産者と集荷団体（又は実需者） 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 次の要件を満たす、令和6年産、令和7年産、または令和8年産から3年以上の複数年契約を締結していること。 ・集荷団体との契約が確認できること。なお、直接販売の場合は実需者との契約が確認できること。 ・販売契約書又は複数年契約に関する覚書（参考様式1）に各年産の契約数量が明記されていることかつ契約不履行に対する違約条項があること。 ・契約期間中の契約数量が維持または増加すること（増加分は対象外）。					
取組の確認方法	1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類により確認する。 2. 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書により確認する。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 確認書類 ・集荷団体又は実需者との契約が確認できる販売契約書又は複数年契約に関する覚書。 ・契約ごとの生産者リスト					
成果等の確認方法	①令和8年12月末までに、米粉用米の作付面積を集計する。 ②令和9年3月末までに、作付面積及び実施面積から複数年契約割合を算出する。					
備考	・支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会		整理番号	5		
使途名	新規需要米等高温対策に向けた取組への加算					
対象作物	飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	25,000円以内/10a（上限単価 50,000円/10a）					
課 題	【令和8年度の課題】 ○令和7年産の水田における非主食用米の生産の取組については、一昨年夏以降の米不足を背景とした主食用米価格の高騰により、主食用米を生産した場合との収入差が大きく、原料費や資材費の高騰も重なり、主食用米の生産へ回帰する動きが進んだ。加えて、近年の高温の影響により、収量・品質の低下が発生しており、安定生産に向けた適切な栽培管理等の対策が産地における課題となっている。このため、令和8年産に新規需要米や加工用米、戦略作物等の非主食用米の生産に取り組む農家に対し、産地交付金の配分を上乘せすることにより、主食用米との所得差の是正を図るとともに、高温対策として適切な栽培管理等の取組を推進し、安定的な生産体制の構築を図る。あわせて、令和9年産以降における非主食用米の生産継続・拡大に向けた意欲の醸成を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①対象品目の拡大面積（ha）	目標			—	878ha
		実績			0ha	—
	②飼料用米の収量向上（kg/10a）	目標			—	580kg/10a
		実績			553kg/10a	—
内 容	県が定める高温対策の取組を実施した農業者に対して、対象作物の拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	1. 交付対象者 販売農家 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 ①対象作物の作付面積を前年度から当年度にかけて拡大すること。 ②別紙2「取組条件の詳細」の県が指定する高温対策に資する取組を1つ以上実施すること。					
取組の確認方法	1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類により確認する。 2. 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積、高温対策の取組の実施 作業日誌により行う。 4. 対象作物の拡大面積 （R8作付面積）－（R7作付面積）で算出する。 R8、R7、作付面積は営農計画書により確認。					
成果等の確認方法	令和9年3月末までに支払対象面積を集計する。					
備考	令和8年度限り					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

※ 個票整理番号5「新規需要米等高温対策に向けた取組への加算」については、「魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援」に係る追加配分（年末頃予定）があった場合にのみ支援を実施するメニューです。そのため、必ずしも配分されるものではありません。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会				整理番号	6
使途名	新市場開拓用米の複数年契約の取組					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	10,000円/10a					
課 題	【令和7年度の評価】 ○海外における日本マーケットの広がりにより国産米の海外需要が上向き、実績値が目標値を上回った。 【令和8年度の課題】 ○主食用米の消費減少が続く中で、定着性の高い品目への転換・産地化を図る必要がある。 ○令和8年産以降米価の上昇により、取組面積が不透明な状況の中、今後需要の拡大が見込まれる輸出等の新市場開拓等のニーズへの対応が重要となることから、複数年契約を推進することで、供給の安定化を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	複数年契約取組面積（ha）	目標	220ha	360ha	200ha	700ha
		実績	248ha	182ha	413ha	—
内 容	需要者との複数年契約（3年以上）に基づき、新市場開拓用米を作付けする取組を支援する。					
具体的要件	1. 需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和8年産から新たに複数年契約を結んだものに限る）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。 ①生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。 ②販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 ③複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 2. 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。 3. 令和8年度コメ新市場開拓等促進事業に採択されていること。					
取組の確認方法	○以下の書類及び現地確認により確認する。 ・交付申請書及び営農計画書 ・新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類（新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等） ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類					
成果等の確認方法	令和9年3月末までに実施面積を確認する。					
備考	・支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会				整理番号	7
使途名	そば・なたねの作付の取組					
対象作物	そば・なたね（基幹作）					
単 価	20,000円/10a					
課 題	【令和7年度の評価】 ○令和7年度においては麦の作付減少に伴い、そばの基幹作の取組面積が増加した。なお、基幹作と二毛作の取組面積は減少している。 ○令和8年度は目標面積を上方修正し、取組面積の目標達成に向けて引き続き支援を行っていく。 【令和8年度の課題】 ○稲作経営の安定には、需要に応じた生産・販売により、米価を安定させることが必要。 ○主食用米の需要が減少する中、水田のフル活用を図るため、需要を踏まえた、そばの作付けを推進していく必要がある。 ○そばやなたねは湿害を受けやすいことから、排水条件が良い水田を選ぶなど適地栽培を進める必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	水田におけるそばの作付面積（基幹作） (ha)	目標	400ha	340ha	393ha	415ha
		実績	317ha	385ha	392ha	—
内 容	水田において、そば・なたねを作付けた農業者に対して配分する。					
具体的要件	1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 実需者等との間で出荷・販売契約を締結している。					
取組の 確認方法	1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類により確認する。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書により確認する。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 取組要件 出荷・販売契約書。					
成果等の 確認方法	令和9年3月までに支払対象面積を集計する。					
備考	・支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会				整理番号	8
使途名	新市場開拓用米の作付の取組					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	20,000円/10a					
課 題	【令和7年度の評価】 ○目標1,050haに対し、作付面積898haと目標未達成となった。コメ新市場開拓等促進事業等、各種助成制度の周知や、産地交付金県設定の支援内容の拡充、輸出米推進協議会と連携して取組を推進したが、主食用米との収入差が拡大し、取組が減少した。令和8年度については、目標面積を引き上げ、取組面積の再拡大を目指す。 【令和8年度の課題】 ○主食用米の需要量が年々減少している中、これまで以上に、需要に応じた生産・販売を強力に進め、米価を安定・農家の所得を確保していくことが必要。 ○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不用である、新市場開拓用米の作付拡大を推進することが有効。 ○米の国内消費量が年々減少する中、国は、2025年4月策定の「食料・農業・農村基本計画」において、2030年の米の生産量について、2023年の791万トンから818万トンに増大する目標を設定。海外需要に応じた生産を行う大規模輸出産地の育成、生産性向上の取組を強力に進めることが必要。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	新市場開拓用米の 作付面積（ha）	目標	620ha	900ha	1,050ha	1,400ha
		実績	762ha	1,089ha	898ha	—
内 容	内外の新市場の開拓を図る米穀を作付けた農業者に対して配分する。					
具体的要件	1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 新規需要米取組計画書の認定を受けている。					
取組の 確認方法	1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 取組要件 新規需要米取組計画書					
成果等の 確認方法	令和9年3月までに実施面積を集計する。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会		整理番号	9		
使途名	地力増進作物の作付の取組					
対象作物	地力増進作物（基幹作）					
単 価	20,000円以内/10a					
課 題	【令和7年度の評価】 ○目標55haに対し、作付面積39haと目標未達となった。 ○本取組は令和4年度から開始し、同一ほ場に関しての支援は原則2年までと設定していることから、令和7年度は取組が減少した。 【令和8年度の課題】 ○農業生産の持続的な維持向上に向けては、「土づくり」に取り組むことが必要。収量が落ちている農地においては、緑肥を導入することで作土に多くの有機物を供給できるとともに、深い土層の改良効果により、次期作の収量向上につなげていく必要がある。 ○水田においては、水稻を作付けした場合、温室効果ガスのメタンを排出しているが、地力増進作物へ転換することにより、メタン排出がほぼゼロになるとともに、土壌にすき込むことで土壌中に有機物を供給し、炭素貯留効果が期待できる。生産性の向上に併せ、環境に配慮した農業に取り組んでいく必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地力増進作物の作付面積（ha）	目標	60ha	70ha	55ha	40ha
		実績	39ha	40ha	39ha	—
内 容	地力増進作物の作付面積が拡大した農業者に対して、拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	1. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 2. 取組要件 （1）地域協議会の水田収益力強化ビジョンの「作物ごとの方針」に、以下を位置付けること。 ①地力増進作物の活用目的 ②活用目的に照らして推奨する具体的作物 なお、当該ビジョンに地力増進作物を位置付けていない地域協議会は配分対象としない。 （2）同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。なお、3年以上の支援を要する場合には、必要性を記載した理由書を提出の上、県の承認を得るものとする。 （3）地力増進作物を作付した翌年の水田には、主食用米以外の作物を作付するものとする。 ただし、水稻（主食用米、飼料用米など）と転換作物のブロックローテーションに取り組みつづ土づくりを行う場合はこの限りでない。 （4）対象作物に適した作期での栽培や、すきこみ等の作業を行うこと。 3. 交付対象者 販売農家・集落営農 4. 交付対象面積 令和6年度から令和8年度までの地力増進作物の拡大面積に応じて配分する。 5. 単価調整 県全体でみて、地力増進作物への配分の所要額が、配分額を超過する場合、所要額が配分額を超過している協議会の生産者に対して、下記の方法によって算出した単価により、交付する。 （所要額が配分額を超過する協議会のみ） 調整単価＝地域協議会ごとの配分額※/各地域協議会の生産者ごとの対象面積 ※様式第11-7号にて報告した、当年度追加配分対象面積に2万円/10aを乗じた額					
取組の確認方法	1. 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。 2. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 作業日誌または写真もしくは現地確認により行う。 ※作業日誌には、対象作物名及び作付面積を記載すること。 3. 地力増進作物の拡大面積 （R8作付面積）－（R6作付面積）で算出する。 R8、R7、R6作付面積は営農計画書により確認。					
成果等の確認方法	令和9年3月末までに支払対象面積を集計する。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

別紙1 新規需要米等生産性向上の取組への加算 取組条件の詳細

○取組条件の詳細

- ・ 次のうちいずれか2つ以上に取り組みれば加算の対象とします。
- ・ 飼料用米（多収品種※）を作付けする場合は②多収品種の導入とは別に2つ以上取り組む必要があります。
- ・ 次の確認書類等により交付申請者の取組を確認するほか、必要に応じて適宜、各地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。

※需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1別表1の品種（25品種）

取組条件		具体的内容	確認書類等
コスト低減の取組	①種子消毒	・ 水稻種子の消毒を行う。 ・ 消毒済みの種子又は消毒済みの種子を使用した苗を購入し使用する。	・ 作業日誌 ・ 消毒種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	②高密度播種育苗	・ 1箱当たりの播種量を増やし（250～300g程度）移植時の使用箱数を削減する	・ 作業日誌 ・ 育苗時写真
	③プール育苗	・ 簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・ 作業日誌 ・ 育苗時写真
	④堆肥施用	・ 堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。地力増進法において土壤改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	⑤側条施肥	・ 田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
	⑥苗箱施肥	・ 窒素（および加里）の溶出量を調節できる水稻育苗箱全量施肥専用肥料（苗箱まかせ等）を使用し、専用肥省力・低コスト化を図る。 ・ 育苗箱に床土、水稻育苗箱全量施肥専用肥料の順に入れ、播種、覆土をする。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	⑦低成分肥料（単肥配合を含む。）施肥	・ 土壌診断に基づく低成分肥料（窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料）を利用する。この肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものも含む。	・ 作業日誌 ・ 診断結果 ・ 購入伝票
	⑧流し込み施肥	・ 追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	⑨疎植栽培	・ 50株/坪以下（株間22cm以上）で田植えする。	・ 作業日誌

			・栽培写真
	⑩立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安 あきたこまち：出穂後30～35日 コシヒカリ：出穂後35～40日	・作業日誌
	⑪不耕起田植技術	・耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	⑫可変施肥機の利用	・収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	⑬ドローン等の活用による施肥・農薬散布	・ラジコンヘリやドローンを活用し空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	⑭フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	・計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 ・自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・作業日誌 ・出荷伝票
	⑮秋耕	・イネの収穫後に速やかに(10月末まで)耕起し、ヒコバエ(再生イネ)やイネ科雑草をすきこむ	・作業日誌 ・作業写真
	⑯作期分散	・作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する。 (農業経営体の水稻生産全体の中で、上記の取組を行うこと。必ずしも対象品種の中だけで複数品種を作付けし、作期を分散する必要はない)	・作業日誌 ・営農計画書
	⑰適期移植 (飼料用米のみ対象)	・移植時期を早める(5月末まで)ことで出穂期までの生育量を確保するとともに、出穂を早めて登熟を安定させる。	・作業日誌
作業の効率化	⑱畦畔除草	・斑点米カメムシの増殖源となる畦畔の雑草を管理する。	・作業日誌 ・作業写真
	⑲連坦化	・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	・作業日誌 ・圃場位置図
	⑳共同乾燥調製施設 (CE・RC)の活用	・品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	・使用料の明細
組織的な取組	㉑地域計画等に 掲げられた担い手(農地の集積)	・各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積している。	・地域計画等 ・営農計画書
	㉒集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・規約(写) ・通帳(写)
	㉓生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員であること。	・規約(写) ・組合員名簿
	㉔共同計算の取	・受領代理するための共同計算を行う地域の取組主体	・出荷契約書

	組	(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	(写) ・組合員名簿
②⑤WCS 用稲専用品種の導入		うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票
②⑥多収品種の導入 (需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1別表1の品種及びコメ新市場開拓等促進事業において県が多収と判断する品種)		別表1のとおり	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票
②⑦米粉用米専用品種の導入 (需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1別表2の品種)		北瑞穂、ふくのこ、ミズホチカラ、笑みたわわ、亜細亜のかおり、ほしのこ、こなだもん、越のかおり、あみちゃんまい、はなといろ、亜細亜のつき、奥羽452号	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票
②⑧高温耐性品種の導入		一番星、にじのきらめき、ふくまる	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票

別表 1 新規需要米等生産性向上の取組への加算

②⑥多収品種の導入の対象作物

品目	対象作物
飼料用米 (多収品種)	(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 別表 1 の品種) (25 品種) あきいいな、亜細亜のかおり、いわいだわら、笑みたわわ、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸 1 9 3 号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、知事特認品種 (月の光、あきだわら、ちほみのり) ※上記の品種を作付することで飼料用米 (多収品種) の加算を受ける場合は、②⑥多収品種の導入とは別に 2 つ以上取り組む必要があります。
飼料用米 (一般品種)	(県が多収と判断する品種) あさひの夢、チヨニシキ、つきあかり、とよめき、にじのきらめき、ハイブリッドとうごう 3 号、ハイブリッドとうごう 4 号、ハイブリッドとうごう 44 号、ふくまる、ほしじるし、みのりゆたか、ゆめひたち
加工用米 米粉用米 W C S 用稲 新市場開拓用米	(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 別表 1 の品種) (25 品種) あきいいな、亜細亜のかおり、いわいだわら、笑みたわわ、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸 1 9 3 号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、知事特認品種 (月の光、あきだわら、ちほみのり) (県が多収と判断する品種) あさひの夢、チヨニシキ、つきあかり、とよめき、にじのきらめき、ハイブリッドとうごう 3 号、ハイブリッドとうごう 4 号、ハイブリッドとうごう 44 号、ふくまる、ほしじるし、みのりゆたか、ゆめひたち

別紙2 新規需要米等高温対策に向けた取組への加算 取組条件の詳細

○取組条件の詳細

- ・対象作物の作付面積を令和7年から8年にかけて拡大しており、次に示す県が定める高温対策の取組を実施すれば加算の対象とします。
- ・次の確認書類等により交付申請者の取組を確認するほか、必要に応じて適宜、各地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。

取組条件	具体的内容	確認書類等
①中干し	・分げつ期後に一時的に落水して圃場を乾かし、無効分げつの抑制や倒伏防止を図る（中干期間は5～10日程度を目安とする。）。 ・土壌の過湿改善による根張り促進と資する水管理を行う。	・作業日誌
②実肥	・出穂期を中心に生育に応じて窒素施肥し、登熟の充実と収量・品質向上を図る。	・作業日誌
③間断灌漑	・湛水と落水を繰り返す水管理により、土壌への酸素供給と根の健全化を図る。	・作業日誌
④イネカメムシに対する薬剤散布（2回以上）	・効果的な時期（出穂期及び乳熟期）に薬剤を散布し、1等米比率の向上を図る。	・作業日誌

**〔加工用米〕
〔米粉用米〕**の複数年契約に関する覚書

_____（以下「甲」という）と集荷業者_____（以下「乙」という）
とは、甲の生産する令和 8・9・10 年産の加工用米（種類）_____の生産・出荷に関し、
次のとおり覚書を締結する。なお、次に定めない事項については別途、甲・乙で出荷契約を締結する。

（売渡委託等）

- 第 1 条 甲は、乙に対し、農林水産省が定める「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」
（以下「国の要領」という）の加工用米について、売渡しの委託または売渡し（以下「売渡委託
等」という）を行い、収穫後乙に出荷する。
- 2 乙は、甲の委託に対し、責任をもって受託する。

（売渡委託等を行う数量）

- 第 2 条 甲が、乙に売渡委託等を行う数量は次のとおりの数量とする。なお、国の要領に基づき、数量
変更を行うことができるものとする。
- 令和 8 年産米 : 数量 : _____ 玄米 kg
令和 9・10 年産は、8 年産の数量と同じとする。
- 2 甲は、国の要領に定める方法により出荷契約数量の変更を行う場合、変更後の数量について本
覚書にもとづき売渡委託等が行われたものとする。
- 3 甲は、国の要領に基づく取組計画の認定後、主食用米の不作など需給動向を踏まえて農林水産
省が必要と判断した場合の計画の変更または認定の取り消しの申請をした場合、本覚書に基づき
売渡委託等が行われたものとする。

（違約金）

- 第 3 条 甲は、甲の責に帰すべき理由により第 2 条に定める数量を下回った場合は、乙に違約金を支払
う。
- 2 違約金の単価は、玄米 60kg あたり _____ 円とする。

この覚書締結の証として、本書正 1 通、写 1 通を作成し、正は乙が、写しは甲が保有する。

令和 年 月 日

（生産者コード）

甲（住所）

印

（氏名）

乙

印

作 付 面 積 誓 約 書

令和 年 月 日

市・町・村 農業再生協議会長 様

住所(所在地)

氏名

(名称及び代表者名)

令和 8 年度水田活用の直接支払交付金における産地交付金（以下、「交付金」という。）の交付申請を行うに当たり、下記事項を誓約します。

また、誓約事項について違背の事実が判明した場合、もしくは違背の事実ありとみなされる疑義が生じた場合には、申請者としての登録の抹消又は交付金の返還に予め同意し、後日異議を申立てません。

記

令和 7 年度に販売目的で水田に作付けした品目の作付面積は次のとおりです。

（注）地域特認作物は、品目名のあとに（特認）と記入願います。

水稻の場合は、品目名のあとに品種を記載してください。

	品目名（品種名）	令和 7 年度作付面積
交付対象品目		a
		a
		a
		a
		a
		a
		a

※太枠内に品目名と面積（小数点第 2 位まで）をご記入ください

令和8年度水田収益力強化ビジョン 茨城県収益性データ

1 粗収益との比較 (単位:円)

No		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
区 分		水稲	エゴマ	キビ	モチキビ	ヒエ	ごま	あわ	ハトムギ	その他雑穀	小豆(白小豆含む)	落花生	インゲン	ペニバナインゲン	ささげ豆	そら豆	黒大豆(青大豆、白大豆含む)	加工用青刈り稲	茶	たばこ	芝	ウコン(薬草)	生薬(トウキ)	まこもたけ	ひまわり油	こんにやく	モロコシ	青刈りとうもろこし
		(小規模2ha)移植										露地栽培									日本芝					畑作	畑作	
調査事例の経営規模		水稲2ha									畑作	落花生50a 水稲2ha	畑作						畑作	畑作	芝 250a 水稲150a							
粗 収 益	収量(kg/10a)	510	50	172	180	350	80	200	350	200		390		200	200	1,200	123	600			1,000	250	210	500	25		100	5,100
	価 格(円/kg)	195	4,500	500	500	200	1,800	500	320	500		367		1,385	300	400	1,044	200			130	300	1,000	1,200	3,714		1,400	22
	その他収入、交付金	15,000		0				8,000						0	8,000			8,000			0	8,000	7,000					35,000
	収入合計 ①	114,450	225,000	86,000	90,000	70,000	144,000	108,000	112,000	100,000	123,000	143,130	66,000	277,000	68,000	480,000	128,412	128,000	348,000	427,591	130,000	83,000	220,000	600,000	92,850	395,000	140,000	145,670
経営費合計 ②		106,977	105,000	39,839	39,839	19,000	107,946	40,000	99,749	40,000	83,000	76,381	42,000	178,739	55,000	178,730	80,307	100,000	249,000	171,515	70,247	30,000	112,962	75,800	54,772	200,000	40,000	55,518
所得	所得 ①-②	7,473	120,000	46,161	50,161	51,000	36,054	68,000	12,251	60,000	40,000	66,749	24,000	98,261	13,000	301,270	48,105	28,000	99,000	256,076	59,753	53,000	107,038	524,200	38,078	195,000	100,000	90,152
	所得率	12	53	53.7	56	73	25	63.0	10.9	60.0	32.5	46.6	36.4	35.5	19.1	62.8	37.5	21.9	28.4	59.9	46	63.9	48.7	87.4	41.0	49.4	71.4	61.9

令和8年度茨城県農業再生協議会 会員名簿

令和8年4月1日現在

	組 織	役 職	氏 名
会 長	茨城県農林水産部	部長	三 宅 建 史
副会長	茨城県農業協同組合中央会	専務理事	寺 山 正 史
	全国農業協同組合連合会茨城県本部	副本部長	前 野 三千丈
	茨城県食糧集荷協同組合	専務理事	藤 枝 弘 幸
監 事	茨城県食糧販売協同組合	理事長	土 田 敏 幸
	茨城県農業共済組合連合会	参事	小 室 隆 則
	茨城県信用農業協同組合連合会	代表理事専務	岡 部 信 義
	一般社団法人茨城県農業会議 (茨城県担い手育成総合支援協議会) (茨城県耕作放棄地対策協議会)	専務理事	郡 司 彰
	茨城県土地改良事業団体連合会	専務理事	金 徹
	公益社団法人茨城県農林振興公社	常務理事	加倉井 直 樹
	公益社団法人茨城県畜産協会	専務理事	松 本 茂
	茨城県農業経営士協会	会長	松 崎 正 市
監事	茨城県農業法人協会	会長	宮 本 貴 夫
	茨城県認定農業者協議会	会長	岡 部 洋 治
	茨城県稲作経営者会議	会長	横 田 修 一
	県北地区農業協同組合協議会 (常陸農業協同組合代表理事組合長)	会長	秋 山 豊
	鹿行地区農業協同組合協議会 (ほこた農業協同組合代表理事組合長)	会長	管 谷 正
	県南地区農業協同組合協議会 (やさと農業協同組合代表理事組合長)	会長	廣 澤 和 善
	県西地区農業協同組合協議会 (茨城むつみ農業協同組合代表理事組合長)	会長	石 塚 克 己
	茨城県農林水産部産地振興課	課長	松 浦 和 哉
	茨城県県北農林事務所	所長	石 原 均
	茨城県県央農林事務所	所長	小野瀬 篤 郎
	茨城県鹿行農林事務所	所長	倉 持 明 彦
	茨城県県南農林事務所	所長	岩 田 一 俊
	茨城県県西農林事務所	所長	眞 家 勝 彦
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター	センター長	柴 崎 弘 治
オブザーバー	関東農政局茨城県拠点	地方参事官	竹 山 浩 一